

農用地利用計画の変更手続きの流れ

農用地区域からの除外

①事前相談	申出者
農林企画課にて相談	
②事前申出書の提出	申出者
毎年5月末または11月末までに提出	
③事前申出書に対する回答	仙台市
現地調査等を行い、事前申出書に対する回答を申出者に送付	
④関係機関との調整・協議	申出者
市開発調整課、農業委員会、土地改良区等と必要事項を協議	
⑤変更申出書の提出	申出者
③で提示された期限までに必要事項を記入した変更申出書と添付資料を提出	
⑥関係機関への意見照会	仙台市
農業委員会、農協、土地改良区への意見照会	
⑦宮城県への事前協議	仙台市
宮城県に対して事前協議	
⑧計画変更案の公告・縦覧	仙台市
公告・縦覧期間30日間＋異議申立期間は15日間	
⑨宮城県への本協議	仙台市
宮城県に対して本協議を行い、同意を得る	
⑩決定公告	仙台市
計画変更の決定公告を行い、申出者に通知	

約6か月

農用地区域への編入

①事前相談	申出者
農林企画課にて相談	
②変更申出書の提出	申出者
必要事項を記入し、毎年5月末または11月末までに提出	
③関係機関への意見照会	仙台市
農業委員会、農協、土地改良区への意見照会	
④宮城県への事前協議	仙台市
宮城県に対して事前協議	
⑤計画変更案の公告・縦覧	仙台市
公告・縦覧期間30日間＋異議申立期間は15日間	
⑥宮城県への本協議	仙台市
宮城県に対して本協議を行い、同意を得る	
⑦決定公告	仙台市
計画変更の決定公告を行い、申出者に通知	

約6か月

用途区分の変更

①事前相談	申出者
農林企画課にて相談	
②事前申出書の提出	申出者
毎月末までに提出	
③事前申出書に対する回答	仙台市
現地調査等を行い、事前申出書に対する回答を申出者に送付	
④関係機関との調整・協議	申出者
市開発調整課、農業委員会、土地改良区等と必要事項を協議	
⑤変更申出書の提出	申出者
必要事項を記入し、提出（随時）	
⑥決定公告	仙台市
計画変更の決定公告を行い、申出者に通知	

約2か月

【注意事項】

1. 手続きに要する期間は目安です。申出内容により前後する可能性があります。
2. 農振法に規定される基準等をすべて満たす必要があるため、申出があっても計画変更ができない場合があります。
3. 変更対象面積が200㎡未満の用途区分の変更は、変更手続きは不要です（※一部例外あり。）。
4. 4haを超える農地転用を伴う場合、宮城県への事前協議時に農地転用許可権者との調整を行うため、通常よりも手続き期間が数か月必要となる可能性があります。
5. 農用地区域からの除外及び用途区分の変更については、農用地利用計画変更手続き後、農地転用の許可申請を農業委員会で行う必要があります。

問合せ先

仙台市経済局農林部農林企画課農地活用係

○TEL：022-214-8334 ○FAX：022-214-8338 ○MAIL：kei008110@city.sendai.jp